

平成24年(ワ)第49号等 玄海原発差止等請求事件

原告 長谷川照 ほか

被告 九州電力株式会社、国

準備書面61

被告九州電力準備書面24への反論

2018(平成30)年7月6日

佐賀地方裁判所 民事部 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 板 井 優

弁護士 河 西 龍太郎

弁護士 東 島 浩 幸

弁護士 椛 島 敏 雅

外

第1 福島第一原発事故の経緯が明らかになっていないこと

- 1 原告らは、準備書面55において、事故原因が解明されていなければ、その対策を講じることなど不可能で、4つの調査報告書で統一的な見解はなく、国会事故調報告書や政府事故調報告書では、事故がどのような進展をしたのか、どの部分が破損したのかなどが未解明であるとの指摘がなされており、基本的事象が解明されたとはいえないと主張した。

これに対して被告九州電力は、福島第一原発の原子炉内部の状況に関する調査は限られた部分でしかできていないことを認めながらも、重大事故対策の策定にあたっては施設・設備がどのように故障・損傷するか具体的に想定できない状況でも、炉心の著しい損傷や原子炉格納容器の破損に至り得るような様々な事態を敢えて措定し、それらを防止するための対策をとっていること、非常用ディーゼル発電機を例に挙げて安全上重要な機器の機能喪失の具体的原因は無数に考えられるため、その原因をすべて特定し、機能喪失の可能性を完全に排除し得ると考えることは不相当であることなどから、福島第一原発事故における具体的な損傷設備や損傷個所の解明自体は、新規制基準を策定する上で必ずしも必要ではないと述べている（以上被告九州電力準備書面24・4～6頁）。

- 2 原告らは、重大事故対策だけを念頭に福島第一原発事故の基本的事象の解明が必要であると述べているのではない。まずは重大事故に至らぬよう「異常の発生を防ぐ」ためには、原発の安全上重要な機器の安全性向上が必要で、その最低限の目標として福島第一原発事故で発生した事故は防ぐことができるように事故原因の解明が必要だと述べているのである。

原発の安全規制において重要視されている深層防護の考え方では、前段の防護レベルの対策が十分になされているからと言って後段の防護レベルを手加減しても良いということにはならないし（前段否定）、また、逆に前段の防護レベル

が不十分だから後段の防護レベルが必要になるというものではない（後段否定）という考え方がある。被告九州電力の主張は、事故の防止のための対策（前段）を疎かにし、重大事故対策（後段）に過大な期待を寄せるという後段否定の考え方に反する発想である。

3 また被告九州電力による「機能喪失の具体的な原因は無数に考えられるため、その原因をすべて特定し、機能喪失の可能性を完全に排除し得ることは不適當である」という発想は、一般的な産業事故で通用する考え方ではない。そもそも、機能喪失の具体的な原因は「無数に考えられる」というが、どの程度の熟慮を重ねたうえでの主張であるのか、重大事故対策に頼るという発想からすれば、もうこれ以上は想定することができないという限界レベルまで熟慮を重ねたうえでの主張だとは考え難い。

4 さらに、原告らは、完全に全ての機能喪失の具体的な原因を解明すべきとも主張していない。

原告らの主張は単純なもので、安全上重要な機器の信頼性を向上するために、我が国で今なお進行中の福島第一原発事故の原因を教訓とすべきで、原因が明らかになるまで原発の規制基準など策定できないというものである。一般的な産業事故において、当該事故原因が明らかになっていない段階で、運転・操業を再開することはありえない。このような事故の再発防止並びに安全確保に関する基本的な発想や運転再開までの手順が、なぜか強大な危険性を内包している原発の稼働に際しては無視をされていることを問題として、原告らは新規制基準に関し「再稼働の『ためにする』基準」にすぎないと批判しているのである。もし仮に、福島第一原発事故の原因解明に時間が必要だというのであれば、原因が解明されるまで待てばよいだけの話である。

5 原子力規制委員会は「原子力利用における事故の発生を常に想定し、その防止

に最善かつ最大の努力をしなければならないという認識に立って、確立された国際的な基準を踏まえて原子力利用における安全の確保を図るため必要な施策を策定（以上原子力規制委員会設置法1条より）」するために設置された規制機関である。新規制基準を策定するにあたり福島第一原発事故の教訓を活かしていない現状では最善かつ最大の努力をしていないことは明らかである。

第2 立地審査指針について

- 1 被告九州電力は、立地審査指針の「基本的考え方」における「原則的立地条件①②③」が現在の規制体系において考慮判断されていることを述べている。

しかし、以下に述べるように被告九州電力の主張は、国際的にも国内的にも確立した知見である深層防護のレベル間の独立性という基本的な考え方に反するもので、このような考え方は、福島第一原発事故の後に、新たに原子力基本法が要求している確立された国際的な基準を踏まえた安全確保の考え方とは整合しない。

- 2 被告九州電力は、原則的立地条件①「大きな事故の誘因となるような事象が過去においてなかったことは勿論であるが、将来においてもあるとは考えられないこと。また、災害を拡大するような事象も少ないこと」について、損傷防止策の評価の中でも考慮されていると主張している（被告九州電力準備書面24・9～10頁）。しかし、施設そのものの損傷防止策と立地審査指針は、役割の異なる次元の違う話であり、代替できるものではない。

- 3 また、原則的立地条件②「原子炉は、その安全防護施設との関連において十分に公衆から離れていること」という離隔条件についても、重大事故等対策を講じることにより、敷地境界外の公衆に影響を及ぼし得る程度の異常な水準の放射性物質の放出を防止することを要求しているので、これに加えて原則的立地条

件②のような隔離を要求する必要はないと主張する（被告九州電力準備書面24・12頁）。

しかし、この主張は、第1の防護レベルの要件である立地審査を、第4の防護レベルである重大事故等の拡大の防止等の措置の審査で代用することを容認するものであり、深層防護の不可欠な要素である各防護レベルの独立性に明らかに反する。

- 4 また、立地審査指針の原則的立地条件③「原子炉の敷地は、その周辺も含め、必要に応じ公衆に対して適切な措置を講じうる環境にあること」についても、重大事故対策や、原子力災害対策の充実、強化が図られたことを理由に原則的立地条件③を用いて立地評価をする必要がないと主張している（被告九州電力準備書面24・13～15頁）。

しかし、この原則的立地条件③の立地審査の重要性は、福島第一原発事故をみれば明らかである。例えば、福島第一原発事故において、立地審査指針が適切に運用されていれば、避難計画の実効性が適切にチェックされ、福島第一原発から4.5キロの地点に436名もの入院患者を有する双葉病院が所在することもなかったものと考えられる。そうすれば、避難車両を待つ間や避難所への移動中に50人もの犠牲者が出てしまう悲劇は避けられたはずである。

つまり、深層防護の第1層部分に当たる立地審査指針は、乗り越えられない障害を事前にチェックし、そのような障害のない地点に原発を立地するように規制する点で、万が一にも原発事故が発生した場合にも、周辺住民を放射線被曝から守る役割を果たすのである。

ところが、新規制基準は、深層防護の第5層の原子力災害防止対策の充実（実際には充実した対策などではないが）を理由に、立地段階で避難の実施可能性・実効性を確保するという第1層の審査が不要だとするものであり、深層防護の独

立性に反し、誤っている。

第3 共通要因故障について

原告らは、準備書面55において、国会事故調査報告書、政府事故調査報告書及び元原子力安全委員会委員長の斑目春樹氏の指摘を引用して、新規制基準が共通要因故障を想定していないことが不合理だと主張していた。

これに対し、被告九州電力は、共通要因故障の要因となる事象（地震、津波、火山活動、森林火災などの自然現象と発電所内部での火災や溢水）に対する考慮が厳格に求められており、これにより安全上重要な設備等の共通要因故障が防止されると反論した（被告九州電力準備書面24・16頁）。つまり、被告九州電力は、共通要因故障が発生しないことを前提にした反論しかできていない。

被告九州電力が指摘する共通要因故障の要因となる事象の対策が厳格になされることは当然であり、さらに、それでも共通要因故障が起きる可能性に備えるべきだというのが事故調査報告書や斑目氏の指摘であり、原告らの主張でもある。被告九州電力が主張しているように、新規制基準が「共通要因故障は起きない」「起きたとしても重大事故対策で対応可能である」などという楽観的な発想に基づいて策定されているのであれば、国会事故調査報告書、政府事故調査報告書及び斑目氏の指摘するとおり、新規制基準は不合理だと言わざるを得ない。

第4 耐震重要度分類について

1 外部電源について

被告九州電力は、原告らが新規制基準において何ら外部電源の信頼性強化を図っていない旨主張していると原告らの主張を紹介したうえで、新規制基準が外部電源に関し電線路の独立性、電線路の物理的分離、複数号炉を設置する場合にお

ける電力供給確保を要求し、その信頼性強化を図っていないわけではないと主張している（被告九州電力準備書面24・17～18）。

しかし、そもそも、原告らは、被告九州電力が準備書面24にて指摘した上記の外部電源の信頼性強化策を前提にしたうえで、それのみでは、なお不十分であるという主張を展開している（原告ら準備書面35・13～）。詳しい主張の内容は、準備書面35の13頁以下に述べた通りであるから繰り返さないが、被告九州電力が原告らの主張に何ら合理的に反論できないのだから、新規制基準が外部電源の信頼性強化策に不十分であることは明らかである。

2 非常用電源設備の機能確保対策が不十分であること

- (1) 原告らは、準備書面55において原子力規制委員会が求める7日分では、外部電源の喪失期間を楽観的に仮定していると言わざるを得ず、このままでは、事故時に非常用ディーゼル発電機が燃料切れとなり、非常用交流電源を喪失してしまう可能性が高いと主張した。これに対し、被告九州電力は、7日という期間の長短について直接反論することなく、7間分の連続運転が可能な燃料を確保しており、8日目以降の燃料の調達について、協力会社である相光石油との間で燃料の調達及び運送の実施を要請できるよう契約を締結していると反論した（被告九州電力準備書面24・21～、乙イB77-3・1.0.4-10）。

具体的に、被告九州電力は、「要員の人命及び身体の安全を最優先にした放射線管理を行ったうえで、高線量下においても支援を要請できる体制を整えている（乙イB77-3・1.0.4-8）」と主張している。

- (2) しかし、このような協力会社による支援体制は、実際に重大事故が発生した際に機能するのか実効性に大いに疑問がある。

被告九州電力は、単に「高線量下」というが、どの程度の線量を想定しているのか具体的な想定状況が不明確である。この点を措くとしても、周辺住民の避難

が実施される高線量下において、被告九州電力が想定するように、協力会社である相光石油が確実に本件原発までの燃料輸送を実行できる体制は整っていないと言わざるを得ない。

まず、避難が実施されているような高線量下で燃料輸送に従事する相光石油の従業員が確実に存在するのか、実際に、業務従事予定者名簿が作成されているのか不明である。相光石油が、業務命令として従業員に対して、自らの生命・健康を危険にさらしてまでも、燃料輸送にあたるよう強制させることが不可能である以上、従業員の志願に頼るしかない現状では燃料輸送の確実性はない。このような個々人の志願に頼るという視点は、燃料輸送業務に限定された問題ではなく、原発で重大事故が発生すると犠牲を前提にしなければ重大事故対策が成立しないという軍事的性格があることを十分に認識する必要がある。

また、仮に相光石油が従業員を燃料輸送に充てることができたとしても、燃料輸送業務の確実な実効性を担保するために当該従業員の放射線防護に関する措置や補償問題について事前に体制を整備しておく必要がある。

具体的には、

- ・線量管理の方法
- ・健康被害が生じた場合の補償の方法・手続き
- ・放射線防護に必要な資機材の整備や緊急時の配布等の手順
- ・当該予定者への放射線防護研修の実施

である。

上記に類似した問題点に関して、被告国は、平成28年3月11日に「原子力災害対策充実に向けた考え方 ～福島を教訓を踏まえ全国知事会の提言に応える～（甲A463）」という決定を行っているが、その中で、被告国は地方自治体が協力を要請する民間事業者（バス会社、石油会社、建設会社）との間で、放射

線防護に関する措置や補償問題が未整備で、今後、その整備に努める方針であると述べているところである。

国や自治体レベルで未整備である事項について、果たして被告九州電力と相光石油が、上記のような点まで整備しているのかはなはだ疑問である。

第5 まとめ

以上述べたとおり、新規制基準は、福島第一原発事故の反省を踏まえ、二度と同様の事故を起こさないという決意のもとに策定された基準などではなく、再稼働ありきで策定された基準である。

よって、不十分な新規制基準に適合したことをもって本件原発の安全性が確保されたとはいえず、到底、その再稼働を容認することはできない。

以上